

京都市交通局管理規程第27号

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

第15条中「に1,000円未満」を「を計算する場合において、その額に1円未満」に、「1,000円に切り上げる」を「切り捨てる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市交通局職員退職手当支給規程の規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(関係規程の一部改正)

3 京都市交通局職員退職手当支給規程の一部改正（平成19年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5項」を「第4項」に改め、「よる退職手当の額」の右に「（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

附則第4項各号列記以外の部分中「第5項」を「第4項」、「旧条例等退職手当額」を「旧規程等退職手当額」に改め、「支給すべき退職手当の額」の右に「（当該額に1円未満の端数があるときは、こ

れを切り捨てた額)」を加える。

(交通局企画総務部職員課)